（運搬に関する基準）

**第六十五条**　（略）

一～三　（略）

四　運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第二十三号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。

五～十一　（略）

十二　汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十二号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。

十三～十五　（略）

（自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関する基準）

**第六十五条の二**　法第十八条第一項第二号イの環境省令で定める基準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。

| 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態 | 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態 |
|---|---|
| 土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの | 土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの |
| 土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの | 土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの |
| 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの | 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの |

**第六十五条の三**　法第十八条第一項第二号ロの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。

二　自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の港湾（漁業の用に供する港湾を含む。以下この号において同じ。）内の

（運搬に関する基準）

**第六十五条**　（略）

一～三　（略）

四　運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第十八号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。

五～十一　（略）

十二　汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。

十三～十五　（略）

（新規）

（新規）